

広島県告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があった。

平成二十三年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄	
位 置	面 積	位 置	面 積
豊田郡大崎上島町東野字才之元七五九の地先の道路から七五九の二の地先の道路を経て七五九の二の地先の水路に至る地先公有水面	四七五・八九平方メートル	大崎上島町東野字才之元	
豊田郡大崎上島町東野字胡ヶ鼻七四六の二の地先の道路、乙七四五の二及び七四四の二の地先公有水面	一七八・五七平方メートル	大崎上島町東野字胡ヶ鼻	
豊田郡大崎上島町東野字前古社谷七四〇の四から七二九の五を経て七二七の地先の道路に至る地先公有水面	四八三・四二平方メートル	大崎上島町東野字前古社谷	
豊田郡大崎上島町東野字古社谷七〇六の地先の道路から七〇〇の九を経て六九八の一に至る地先公有水面	八二〇・六一平方メートル	大崎上島町東野字古社谷	
豊田郡大崎上島町東野字宮ヶ浜六五八の地先の道路から六五六の九に至る地先公有水面	一六九・七二平方メートル	大崎上島町東野字宮ヶ浜	